

支部ニュース

2013年5月 No.474

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

●憲法問題

※憲法連続講座 「選挙制度改革をめぐって」(講義大要)・・・・・・・・・・田中 隆

※実践報告～憲法問題にどう取り組んでいるか

・見る前に跳んだ！ 新人弁護士の憲法学習会・・・・・・・・・・竹村和也

・憲法学習会の取り組み・・・・・・・・・・大浦郁子

・憲法学習会の取り組みのご報告・・・・・・・・・・緒方 蘭

・旬報法律事務所での取り組み・・・・・・・・・・早田由布子

●横田基地撤去の運動が歩みを進めています

5.26 シンポジウム「基地のある街から」に参加しましょう・・・・・・・・・・盛岡暉道

●若手弁護士へのメッセージ

※みちのくを駆けた青春・・・・・・・・・・高橋清一

※柴田五郎先生へのお返事・・・・・・・・・・川井浩平

●日本郵便高齢者再雇用拒否撤回訴訟の報告

●新人紹介

●支部事務局新任・退任の挨拶

※事務局次長就任のご挨拶・・・・・・・・・・大浦郁子

※事務局長退任のご挨拶・・・・・・・・・・横山 聡

●4月幹事会議事録

●日誌

●今年のソフトボール大会は・・10月11日(金)

憲法問題

4 月度 憲法 連続 講座

(講義大要)

選挙制度改革をめぐって

都民中央法律事務所 田中 隆

1 選挙をめぐっていま

2012年12月の総選挙で自民が圧勝したが、自民の得票自体は減っている。票を減らしても圧勝できるのが小選挙区制の本質。今年3月、高裁が格差違憲訴訟で無効判決まで出した。基本は投票価値の平等。司法が選挙制度に相当踏み込んでいる。4月にはネット選挙解禁法が成立し、7月の参議院選挙から適用。若者を中心にネット上での政治参加のうねりが起こっていることの反映。選挙がいま激しく揺れ動いている。



同じとき、総選挙でできた第2次安倍内閣で明文改憲・96条改憲の動きが強まっている。選挙制度と憲法がどうかかわるか、2つの切り口から考える。

2 選挙制度改革と明文改憲

(1) 政治改革と明文改憲

戦後はずっと中選挙区制でしたが、若い人のなかには中選挙区制を知らない人も多い。戦前の選挙制度を受け継いだものだが、それなりに民意を反映できていた。1990年ころまでは、戦争立法や治安立法はつぶし、環境立法などはつくってきた。

これでは支配層には都合が悪い。そこで政治改革が企てられた。グローバル化に対応して国際国家になっていくため、障害物の国会を変えてしまおうというものだ。1994年に政治改革法が強行され、いまの小選挙区制が導入された。

2000年代にはいと、アフガン、イラクへの派兵や有事法制などが登場したが、戦争立法を阻止することはできなかった。小泉改革などの急進的構造改革も進行した。終着駅に予定されていたのが9条を中心とした明文改憲だった。国家改造の序曲だった政治改革の先には、明文改憲があった。

その明文改憲をやろうとした安倍政権は参院選で惨敗し、政権を投げ出した。ここでいったん明文改憲策動はいったん頓挫し、構造改革も停滞した。

(2) 民主党政権と第2次政治改革

民主党は、「生活が第一」を掲げて圧勝し、政権交代になった。改革の頓挫にいらだった財界は、単純小選挙区制や国会改革を進めるように求めた。こうしてでてきた第2次政治改革は、比例定

数を80議席削減するとともに、国会改革・政党改革でトップダウンの政治をやろうとした。明文改憲に向けた改革ではなく、強権政治そのものを目的とした改革だったのが特徴で、ここで選挙制度と明文改憲はいったん切り離された。

国会改革はついでだが比例削減の策動はのこった。比例削減反対の運動は、国民の声が届く選挙制度を作ろうという運動に発展していった。全労連など11団体の共同行動が継続してきたことが大きかった。東日本大震災や福島原発事故を機に、被災者の声が届く国会を作れという声が強まった。消費税増税やTPPなど「生活が第一」からの変節を続けた。その結果、ある意味でたたかいやすくなった。

大きなインパクトを与えたのが最高裁。定数不均衡訴訟で、衆議院の「1人別枠方式」そのものを違憲とし、参議院では都道府県単位の選挙区の見直しに踏み込んだ。

国会の選挙制度改革協議会では民主党以外の政党が小選挙区制の弊害を指摘し、中選挙区議連は定数3から5の中選挙区制の復活を求める提言を出した。

(3) 選挙制度改革と明文改憲の「再会」

12月の総選挙から、政治改革を進めた読売新聞や日本経団連が、中選挙区制の再評価を言うようになった。オセロゲームによる議員の劣化や「ポピュリズム」が理由だ。

そして第二次安倍政権。再び明文改憲と選挙制度改革が重なりあった。比例を削減して護憲政党を排除すれば、明文改憲は明らかにやりやすくなる。

96条改憲と選挙制度はどうかかわるか、いま9条改憲を正面から押し出しても国民の支持を得る自信はない。だが、「9条改憲の好機」に改憲派が圧倒的多数を確保できている保障はない。オセロゲームの議会はいつまた変わるかわからないから。だから土俵そのものを変えてしまう。これが選挙制度からみた96条改憲だろう。

3 選挙制度と憲法

いくつかの選挙制度を考える。

(1) 小選挙区制

小選挙区制の本質は12年総選挙に端的に現れている。かつての民主党の票が民主と三極に別れ、保守勢力が多党化した結果、得票を減らした自民が圧勝した。民意が多様化すればするほど「一極」に集約される小選挙区制のパラドックス。投票行動としては投票率が10%低下した。投票したい政党がなくなった結果だ。

政権交代直後に比べると、小選挙区制の積極擁護論が少なくなった。

小選挙区制を擁護するには、今回の選挙結果を正しいと言い切るしかない。民意は政権の選択に反映すればそれでいい。第2党以下の議席などどうでもいい。選ぶのは政権だから議員が劣化しても問題ない。投票率が減っても、棄権は白紙委任だからかまわない。これが民主主義だ。ここまで言い切れなければ、小選挙区制は肯定できない。

私はこんなものを認めない。だから廃止しろと言っている。

憲法はこんな民主主義を想定しているだろうか。

(2) 連用制と優遇枠

連用制や優遇枠が持ち出されている。議論しているのはこの国だけ。小選挙区制が正しいと言

い切れなくなり、政権党が「民意の過度な集約」と言わざるを得なくなった。その「過度の集約」を比例代表議席の操作で緩和するための制度だという。

連用制は小選挙区選挙で勝った政党の比例議席の配分を抑制し、優遇枠は比例代表選挙で勝った政党の配分を抑制する。操作の仕方が違うだけで考え方は同じ。どちらであっても、比例選挙での投票価値を恣意的に操作するので、投票価値の平等に反する。いまの最高裁が、こんな操作を認めるとは思えない。

連用制は「変形ドント式」で、比例の得票数を対応する小選挙区での獲得議席+1から割る。180全部をこれでいくと得票率と議席数は比例する。そこまで民意を反映させなければ比例代表にすればよく、こんなめんどろなことをする必要はない。民主党が出した法案は、140に削減し35だけ連用制にする。これでは民意の歪曲は緩和されない。

自民党の優遇枠案は、150に削減し90を比例枠、60を優遇枠とする。比例代表選挙で勝った第1党の議席を比例枠で打ち止めにし、その数までくると第2党も打ち止めにする。複雑な操作をするが、歪曲はまったく緩和されない。得票数にかかわらず同じ議席になって一票の価値に極端に差がつき、ときには議席があまってしまう場合がでてくる。こんなものは選挙制度ではない。

(3) 中選挙区制

中選挙区制復活論がある。中選挙区議連は定数3~5と言うが、定数3という声も強い。定数が少ない中選挙区制では多様な民意は反映できない。定数3だと、2大政党なら1つずつ確保して3つ目をどちらがとるかとなり、自民1強の場合は自民が2つ確保して、3つ目他党が争うことになる。第3党以下はまず取れない。比例代表が廃止される結果、少数政党はなくなるだろう。

自由法曹団の主張は比例代表だが、すぐに比例代表にいけないなら、同じ程度の定数を持った大選挙区制を採用すべきとしている。

(4) 比例代表制

比例代表制の考え方は、選挙は政権ではなく議員を選ぶもの、国民の政党への支持をそのまま議院に反映させるもの、というところにある。過半数議席を占める政党が出ない場合は、どんな政権ができるかは国会に任される。国民は特定の政党に過半数をあたえず、議院に政権の構成を託したのだから、どう連立するかは議院の問題となる。いくつもの政党の連立になると、ドラマティックな政治はできないかもしれない。だが、国民が多様な政党を選んだのだからそれでいい。これがあるべき民主主義だ。

比例代表を主張するにはこう言いきらねばならない。これが現代の民主主義であり、憲法が求める議院制民主主義ではないだろうか。

政党と個人の関係。比例代表制は政党を選ぶ選挙で、個人は立候補できず、政党が候補者を決める拘束名簿式が典型。だが、「人も選びたい」という要求や、立候補の自由を無視できるか。自由法曹団は、個人政党にも立候補を認め、個人にも投票できる非拘束名簿にし、阻止条項を設けない、17~18ブロックの比例代表制を提唱している。

すぐに実現できる制度ではないが、あるべき選挙制度は掲げ続けねばならない。

(5) 議員定数

この間の特徴は、議員の側が「自分たちはムダだ」とか「身を切る」とか言い続けていること。

だから、自由法曹団の側が「あなた方はムダではない」と言わねばならない。こんなあほらしい運動はない。

議員の質は確かに下がっている。中選挙区制の時代は大所高所の議論ができた。小選挙区制で質がさがって政治不信が高まった。それを理由に削減する。こんなことをやっているのは、議会制民主主義そのものが崩壊してしまう。

自民党は、「30減らせば人口が半分以下の1919年よりも少なくなる」と誇らしげに言っている。普通選挙も実施されていない天皇の輔弼機関の議会より、現代の議会の議員が少なくていいという議論がどうしてなりたつのか。

この国の議員の役割は決して小さくなく、議員立法権や、国政調査権などの強い権限ももっている。議会にはやらなければならない仕事がある。そのためのコストは「民主主義のコスト」だ。これを切り下げてはならない。「民主主義のコスト」をケチってあらわれるのは、ファシズムか「収容所列島」だから。

「正当に選挙された国会における代表者を通じ」とする憲法前文は、十分な数の国民代表を要求しているはずだ。

実践報告～憲法問題にどう取り組んでいるか

見る前に跳んだ！ 新人弁護士の憲法学習会

東京南部法律事務所 竹村 和也

1 助走

自民党が、2012年4月に発表した「日本国憲法改正草案」。その内容の酷さは言うまでもない。しかし、自民党は2012年12月の総選挙に圧勝した。酷い改憲が現実的な情勢となったのである。

その情勢を受け、東京支部の合宿（2013年2月）では、憲法問題に関する討議が活発だった。改憲阻止の運動を拓げるために、大きく分けて2つの意見が出されたと記憶している。一つは、これまで憲法問題に興味を示してこなかった層へアピールする運動を考えるべきだというもの（開拓路線）。もう一つは、交流のある民主団体などへの取組を強めるべきだというもの（繋がり路線）。両者とも並行して取り組むべきものであるし、団員の活動が強く求められる情勢であるという認識では共通している。

2 跳ぶ

私は、支部合宿の翌週、事務所と交流のある民主団体に電話をかけた。憲法の学習会をやらせてもらえないか？という電話である。

私は、憲法の学習会などやったことがない。なによりシャイボーイである。しかし、支部合宿の討議に触発された。とりあえず勉強したり恥ずかしがったりする前に、学習会の約束を取り付けてしまえと思ったのである。見る前に跳べ、である。事務所と交流のある民主団体は貴

重なる繋がりである。自分の力を付けるにも丁度良い。支部合宿の討議でいうと「繋がり路線」である。

民主団体といえども、目の前の課題に取り組むことで精一杯なのが現実だろう。こちらから売り込んでようやく開催が決まった。中小企業の事業主さん達の団体である。今の政治状況からすると、学習会の要請が来るのを待っている場合ではない。特に新米弁護士はこちらから売り込まないと。

3 飛び方

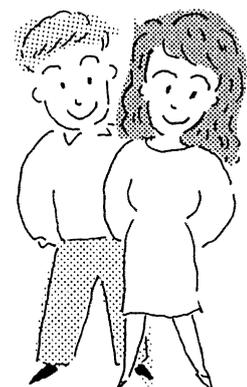
自民党の改憲草案は、平和主義の放棄や人権規定の後退だけではない。立憲主義の後退まで視野に入れたとんでもないものである。しかし、これを学習対象者にどうやって伝えるか。事業主さん達に、「戦争をする国になりますよ」、「憲法って国家を縛るもので国民を縛るものではありませんよ」と言ったところで、あまり身近に感じられないのではないか。実際、そのような話に対して反応は良くなかった。

今回の改憲策動も新自由主義的要請に基づくものである。財政の健全化条項（草案83条2項）、「小さな政府」を指向する条項（地方自治との関係で草案93条や96条）、経済的自由権の無制約化（草案22条1項＝大企業の無秩序な経済活動の後押し）などを見ても、明らかである。1990年代以降進められてきた構造改革（新自由主義化）が益々進められる。市民の生活破壊、中小企業の切り捨てが進む。少し誇張かもしれないが、このように話した。すると、事業主さん達からは、「ほんまに??」「どうにかせなアカンな」というような反応があった。

話す相手によって、話す内容は変わる。そして、それを分かりやすく、かつ身近な問題であることを示す。当たり前のことかもしれないが、難しいことである。

4 飛び続ける

参議院選では改憲の動きをストップさせたい。そのためには、これからも学習会をはじめとした取組を強めていかなければと思う。次の学習会も決まり、やる気は十分である。今後は、「繋がり路線」だけでなく「開拓路線」でも頑張りたい。団員の先生方には、どのように「開拓路線」を成功させたかなどの話を披露していただけたら幸いである。



憲法学習会の取り組み

三多摩法律事務所 大浦 郁子

三多摩法律事務所では、今年に入ってから、自民党改憲案等の憲法問題について学習会を実施したいとのお声を数多く受け、関係諸団体に講師を派遣して憲法学習会を実施しています。講師活動に先立ち、まずは全員が憲法学習会の講師を務めることができるよう、事務所内で研修を行い、憲法問題を取り巻く情勢について学習しました。

今年1月から4月までに事務所の弁護士が講師を務めた地域の学習会の回数は32回、そのうち自民党改憲案や憲法をめぐる情勢、憲法改悪に関する学習会は実に17回にのぼります。今後、6月までにすでに6回の学習会が予定されていますが、いずれも改憲をめぐる情勢等についての憲法学習会です。要請を頂いた団体は地域の9条の会のほか、救援会、革新懇、新婦人の会など多岐にわたります。

学習会では、自民党改憲草案や対比表だけではなく、自民党が作成している「日本国憲法改正草案Q&A」や関連する新聞記事を配布・引用しながら説明し、自民党や安倍政権が改憲によってどんな国をつくらうとしているのか具体的にイメージしてもらえるよう工夫しています。日本国憲法と改憲案の前文や条文を比較して説明することで、いまの憲法の素晴らしさを再認識したというお声も多く頂いています。

事務所では学習会を担当した講師が報告書を提出し、所内でとりまとめたうえ、講師同士の経験交流会を実施して今後の講師活動に役立てるよう取り組んでいます。今後も精力的に憲法学習会を実施し、憲法改悪阻止に向けた運動を強めていきたいと考えています。

憲法学習会の取り組みのご報告

東京合同法律事務所 緒方 蘭

1 はじめに

東京合同法律事務所は、3月から憲法学習会の出前を行っています。自民党憲法案の危険性は一般にあまり知られていません。そこで、当事務所では、議論の末、弁護士が率先して自民党憲法案の危険性を伝えようという話になり、憲法学習会の出前を始めることになりました。

2 学習会の準備

(1) チラシの作成

まず、事務所の憲法委員会で出前学習会のチラシを作成しました。そのチラシには、次のようなことを書き、一般の方がなるべく学習会を頼みやすいようにしました。

- ・ 講師料は無料
- ・ 時間をご都合に合わせます
- ・ 少人数でも OK

- ・ 会議や集まり、家事のあとのティータイムなどを利用して憲法改悪の内容を勉強してみませんか？

このチラシを、様々な場所で配布しました。地元の都議候補の集会では、予め配布資料の中に入れてもらいました。チラシがあると誘いやすくなりますし、渡した相手も学習会のことを覚えてくれて、効果的でした。

(2) 事務所会議での学習

事務所会議で憲法学習の時間を設け、所員で知識を共有しました。

具体的には、藤原団員が孫崎享氏の国際政治の論文を紹介しました。また、松島団員は福岡支部で憲法の講演をした際のレジュメを元に、自民党の改憲案をこれまでの経過や内容を説明しました。私も一度、自民党改憲案の問題点について発表しましたが、先輩たちから「情勢論がない」といった批判を受け、改めて情勢分析の大切さを学び、勉強になりました。

3 学習会の実施

(1) 地域・団体とともに

現在のところ、週に2、3件の依頼があります。地元の区議や民主団体からの依頼が多いです。他にも、事務所のある港区に限らず、所員がそれぞれ、居住地域の知人や、出身大学の後輩などから頼まれています。中には、学習会を通じて知り合った方から、さらに学習会を頼まれるという現象もありました。

(2) 学習会の方法

各自でレジュメを作成していますが、最良の資料は、自民党の「日本国憲法改正草案」(http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf) だと思います。この資料では日本国憲法と自民党案が対比されており、また、自民党が変更した部分に線が引かれているため、どこをどう変えようとしているのかが一目瞭然です。ある所員は、自民党憲法案と日本国憲法の前文を参加者に読ませ、参加者が自ら自民党憲法案の内容のおかしさに気付くようにしていると述べていました。

また、参加者によって紹介する条文や視点を変えることも重要です。女性の団体で学習会をするときは、24条に家族の尊重が加えられている話をし、好評を得ました。

(3) 学習会をするメリット

学習会をすると、頼んでくれた団体とより親しくなれますし、普段は知り合うことのできない人と関わりを持つことができます。憲法学習会は事務所の宣伝にもなると感じています。

4 学習会を行うにあたっての悩み

(1) なかなか頼みづらい

上記チラシでは、気軽に呼んでもらえるように「少人数でもOK」「家事のあとのティータイム、などを利用して」などと書きました。しかし、どの団体でも、外部から講師を呼ぶとなると、それ相応の人員を集めなければならないという気持ちが働くため、少人数ではなかなか学習会を実施しにくいようです。

(2) 学習会で学んだことをどう活かすのかわかりにくい

私は学習会の時に「家族や友人など周囲の人に自民党案の危険性を伝えましょう」と強調しましたが、参加者の方からどうやって活動して行ったらいいのかわからないと言われまし

た。もっと具体的な方法を提示し、それを強調する必要があると感じました。

5 最後に

参院選まであとわずかです。おそらく参院選で勝てば、憲法改悪に付いて民意に承認を得たと言いつつ出さずして、それまでにできることは限られています。ぜひ東京支部の団員で、憲法学習会を実行していきましょう。

旬報法律事務所での取り組み

旬報法律事務所 早田 由布子

1 講演活動を精力的に行っています

(1) 旬報9条の会

旬報法律事務所では、「旬報9条の会」を運営しており、本年3月16日には「自民党改憲草案を斬る」をテーマとして学習会を開きました。私がおその講師を務めましたが、約40名が参加して会場はいっぱいとなり、関心の高さが伺われました。すでに自民党改憲案に危機感をもっておられた方から、自民党改憲案の内容をよく知らない方までさまざまいらっしゃいましたが、自民党が目指す改憲の内容と、それが国家と国民の関係を根本的に変革させてしまうことの危機感が共有されたと思います。

また、旬報9条の会では、会員のみなさまに対し、ニュースとともに「明日の自由を守る若手弁護士の会」が作成したパンフレットを同封して発送するなど、安倍政権による「壊憲」の危機感を広く伝えるべく、取り組みを強めています。

(2) その他の講演活動

また、9条の会東京連絡会の事務局長を務めている島田修一弁護士をはじめとして、さまざまな場で講演を行っており、3月から5月までに計15件の講演を行いました。

2 「明日の自由を守る若手弁護士の会」の事務局事務所として

自民党改憲草案につき、市民にその内容と怖さを広めることを目的として結成された「明日の自由を守る若手弁護士の会」では、当事務所の若手弁護士3名（細永貴子、深井剛志、早田由布子）が呼びかけ人&事務局メンバーとなり、中心的に活動を行っています。上記3名は、「会」の活動として、パンフレットの作成や、憲法研究者との協力を見据えた活動、依頼に応じての講演、各種媒体への寄稿、マスコミ対応など、さまざまな活動を担当しています。なお、「会」の活動は、5月2日付朝日新聞朝刊、5月3日NHK「ニュース7」及び「news web」、5月1日付しんぶん赤旗、「世界」6月号、「週刊金曜日」など、さまざまな媒体で紹介されています。

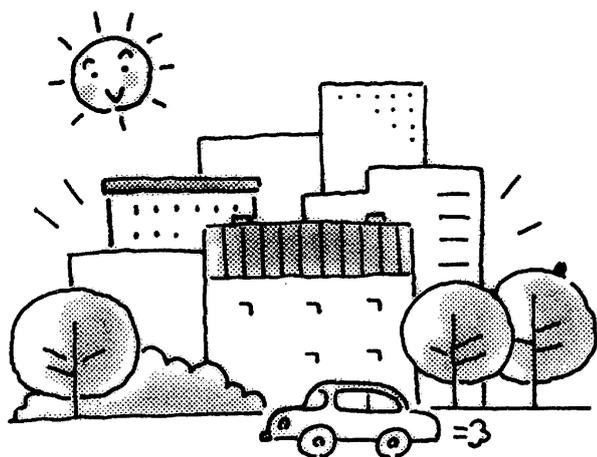
また、当事務所が「会」の事務局事務所となっている関係上、全国から注文が殺到しているA4版4つ折りパンフレット「憲法が変わっちゃったらどうなるの？～自民党案シミュレーション～」の発送作業を、当事務所の事務局が担当するなど（発送数が多いので、これは本当に大変な作業です！）、事務方として憲法運動を支えています。

このパンフレットは、憲法にこれまで興味がなかった人にもわかりやすいようにイラストを多用し、文字を少なくしてポイントを絞り込むなどの工夫をしており、完成からの1か月で約4万枚を配布しました。これからも、自民党改憲草案の危険性と、日本国憲法の価値を広く伝えるため、多くの方にこのパンフレットが届くように尽力したいと思います。

3 事務所としての呼びかけを

旬報法律事務所では、受付及びすべての相談室に「会」の4つ折りパンフレットを備え置き、依頼者の目に触れやすいところに置いています。3月16日の旬報9条の会学習会のチラシを置いたときには、講師として私の名前が記載されていたせいもあるでしょうか、何人かの依頼者がこれに目を留めて興味を示し、実際に参加して下さった方も複数おられました。

憲法の危機がここまで現実的に切迫したことは、いまだかつてありません。各事務所において、安倍政権が推し進めようとしている「壊憲」を阻止するため、事務所として取り組んでいきましょう。



横田基地撤去の運動が歩みを進めています

5.26 シンポジウム「基地のある街から」に参加しましょう

拝島法律事務所 盛岡 暉道

今年は春にシンポジウム、秋に大集会の二段構えです

去年 10 月に「10.27 横田基地もいらない！市民交流集会」を参加者 800 人で成功させた市民交流集会実行委員会は、今度は、著名講師の講演・各地の運動報告・集会後のデモ行進の形式では、会場内での参加者がただのお客様になったままだから、今年は、春に規模は小さくとも各地の運動交流のためのシンポジウムを行い、秋には大集会を開くことを決めました。

春の 5.26 シンポジウム「基地のある街から」に参加しましょう

この 5 月 26 日の午後 1 時 30 分から北多摩西教育会館（JR 国立駅北口から徒歩 5 分でシンポジウム「基地のある街から」を開きます。

パネリストは、昭島市の九条の会・麻布米軍ヘリ基地撤去実行委・横須賀の原子力空母反対運動体・伊達判決を生かす会で、このパネリスト発言のあと参加者の意見交換を行います。

沖縄との連帯はますます重要になっていますが、それだけに一層、自分たちの街にある軍事基地、自分たちの近くにある軍事基地との反対運動の強化が求められている（地元の軍事基地との闘いなしに沖縄との真の連帯はありえない！）ことは多言を要しないでしょう。

そして、どの地の基地反対運動も、地元の住民と本当に結びついた運動となるように、どのように効果的に、粘り強く継続して前進させていくべきか、共通の課題を背負っています。

今回のシンポでは、東京と神奈川の運動体がパネリストですが、今後は埼玉や静岡などの運動体との交流も展望しています。

また、永く運動を継続させている団体ばかりでなく、去年新しく誕生した「自衛隊をウオッチする市民の会」などとの交流も必要です。沖縄の闘いを支援しているすべての東京支部の方々が、是非、このシンポジウムに参加されるよう心から呼びかけます。

横田基地の地元では

1 横田基地の動き

去年、横田基地では、1 月、6 月、7 月、10 月～11 月の 4 回にわたり、大規模な米軍の**パラシュート降下訓練**が行われ、述べ 600 人超の米兵が基地内に降下しました。今年の 1 月には無通告の**パラシュート降下訓練**も行われました。

沖縄でのパラシュート降下訓練は、嘉手納基地での 1997 年～2012 年の 14 年間で 6 回＝降下米兵数 307 人なのですから、現在の横田基地の降下訓練がいかに異常かが分かるでしょう。

また、昨年、横田基地の中で米軍主催による日本の民間機との「**空中衝突防止会議**」が 2011 年から毎年開かれていて、今年はこの 4 月の会議のために 41 機の民間機が飛来しました。

他方、毎夏、大々的に開催されて 10 数万人の参加者で賑わっていた「**横田基地友好祭**」の**廃止**が、米軍予算の削減のため、突如、発表されて、福生市などの「地域おこし」が打撃をうけています。

2 横田基地もいらない！市民交流集会実行委員会の動き

去年の、横田基地周辺自治体とのオスプレイ配備反対のための要請・懇談活動に引き続き、今年も、「空中衝突防止会議」問題について、各自治体との要請・懇談活動に取り組みました。この成果として、自治体から貴重な資料を提供されたりして、相互の関係が一層緊密になりました。

このような実行委員会が手分けして行う周辺自治体との要請・懇談活動は、今後さらに発展させることが確認されています。

3 横田基地の撤去を求める西多摩の会の動き

西多摩の会が主催する毎月第3日曜日の「横田基地撤去の座り込み」は、この5月19日に50回目の座り込みを迎えます。多摩地域以外からの参加も増えて、参加者は毎回50人以上となっており、西多摩の会の努力は、美事な成果を生んでいます。

そして50回目の5月19日の座り込みを100人規模にする呼びかけがされているので、まだ、参加したことのない方々は、ぜひ、ご参加下さい。

4 横田基地問題を考える会の動き

今年の1月29日に「沖縄県民と連帯する府中市民の会」から呼びかけられて横田基地問題を考える会の会員3人が、一緒に、自衛隊府中基地を見学しました。去年9月の府中の会の「沖縄料理を味わう会」にも会員が参加しており、今年4月20日の横田考える会の総会に府中の会から参加してもらいました。そして9月の府中の会の総会には横田考える会からも参加することになっており、両会の交流は一層緊密になっています。

また、毎年4月に行われる麻布米軍ヘリ基地撤去集会に、私の他に横田考える会から複数名が3年間続けて参加しています。

今年の4月18日の集会にも参加しました。やはり、集会に実際に参加して初めて知ることができる事実があります。去年は、麻布米軍ヘリ基地撤去実行委の行った米軍に対する情報公開の方法に学びましたし、今年も、ヘリ基地に隣接している住民の町会長さんが初めて挨拶されるという運動の広がりがあったことなどを学びました。

この集会は、勤めが終わった都心の労働者の人たちが参加しやすいように、いつも夕刻の午後6時から開かれるので、都内の弁護士さんたちの参加も容易ではないかと思うのですが、過去3年の間に、弁護士さんたちは誰も姿をみせていません。メッセージを送るだけでは本当の支援にならないと思うのですが。

シンポジウム 基地のある街から



横田 厚木 横須賀・・・首都圏には多くの米軍の主要軍事拠点＝基地がある。首都のど真ん中、麻布にも米軍のヘリ基地が居座っている。絶えず危険と騒音を撒き散らし、我が物顔で広大な敷地を占拠し続ける基地。

沖縄の普天港飛行場と張り合うわけではないが、横田基地周辺の人口密集度も高く、ここも「世界一危険な飛行場」だ。
「基地のある街から」湧々と湧き上がるNO！その声をついに！運動の成果と課題を話し合い、連帯を確かなものに。
あなたの参加が、世界を変える！！



パネリスト
あきしまの「九条の会」
麻布米軍ヘリ基地撤去実行委
原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会(予定)
伊達判決を生かす会
スケジュール
1時30分 開会挨拶
1時40分 パネリスト第一回目の発言
2時40分 休憩(10分間)
2時50分 参加者(会場)からの発言
3時50分 パネリスト第二回目の発言
4時10分 閉会挨拶

主催
横田基地もいらない！
市民交流集会実行委員会
連絡先 080-8721-7177

5月26日(日)
13:30～16:15

北多摩西教育会館
※JR国立駅北口から徒歩で約6分



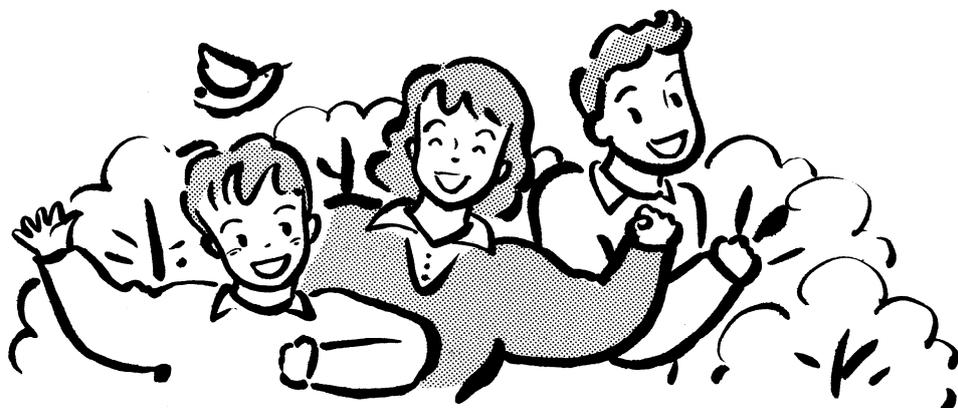
5 第二次新横田基地公害訴訟について

今年4月20日の横田考える会の総会に、第二次新横田基地訴訟団から代表が参加してくれるように同訴訟団に申し入れたのですが応じてもらえませんでした（横田考える会の会員で同訴訟原告の人が参加していて、正規の代表としてではありませんが訴訟の様子を報告してくれました）。

しかし、横田考える会としては、第二次新横田基地訴訟団との連携を重要視して、横田考える会が得た資料は、新訴訟で活用してもらうように積極的に新訴訟団に提供し、相互の緊密な提携を実現するつもりです。

ただ、私の個人的な気がかりとしては、この新訴訟が「騒音被害の続く限り闘う」ことを宣言し、標榜している以上、本当に、その新訴訟をさらに新たな世代にも引き継ぐ体制を、この訴訟の継続中に、訴訟団として取り組む覚悟があるのだろうかと思うことです。今のままでは、またまた、幹事と弁護団が請け負う訴訟で終わりはしないか。

いずれにせよ、第二次新横田基地訴訟団と私たちの横田基地撤去運動との積極的な連携が切望されます。



若手弁護士へメッセージ

みちのくを駆けた青春

高橋総合法律事務所 高橋 清一

一 警察官にも黙秘権がある

1961年（昭和36年）11月5日——ちょうど、日曜日であった——早朝、午前5時30分を少しまわった頃だったろうか、私は、女中さんの「大変です。おきて下さい。警察がきました」という声で、深い眠りの中から、たたきおこされた。私は、その時、岩手県盛岡市の教育会館宿泊部に泊っていた。「あわてるな。すぐゆくから、待たせておけ」といって、背広に手を通しながら、階段をかけおりて、隣の岩手県教員組合本部のある教育会館にかけこんだ。通用口のところで、見知らぬ背広の男が、私の腕をつかんで、入ることを阻止しようとした。私服警官だった。「妨害するな。俺は弁護士だ」といいざま、その腕をふりほどいて、教育会館の中にとびこんだ。

廊下は、制服警官・私服警官、報道関係者、組合員でごったがえしていた。私は、「警察の責任者は誰か」ときくと、一人の割幅のいい私服が前に進み出て、「盛岡署の者です」といった。「名前は？」ときくと、だまっている。「名前はないのか」とたたみかけると、「いや、警察官にも黙秘権があります」と言った。これには、私たちも、呆れて、声をたてて、笑った。

私は、その場にきている警官の数がわからないので、「警察官は手をあげて下さい」といったが、一人として手をあげる者はいない。そこで「それでは、警察官でない人は手をあげて下さい」といったところ、報道関係者や組合員はみな手をあげたので、手をあげないでいる者の数を、一人一人、顔をみながら、数えた。20人いた。私服が多かった。

20人の警察官による捜索に対して、組合側の立会人は一人にするというので、それでは、捜索の公正は担保されない。同数か少なくとも5人は必要だというと、彼らは、組合側の立会人なしに捜索を強行した。

二 「ドロボー」と警察官を追う先生たち

捜索が終わって、押収品目録も交付せず、押収書類をいれた段ボールを二人の警察官が左右からもち、そのまわりを残りの警察官たちが、かこむようにして、引き上げるとき、組合の人たちは、組合側の立会人なしの捜索、押収は違法であり、いわば「ドロボー」と同じだと考えて、「ドロボー、ドロボー」といって追いかけた。書記局の女性もその先頭に立った。

教育会館の隣のサンビルデパートの新築工事現場で働いていた労働者が、「ドロボー」の声でとびだしてきたが、逃げるのが、警察官で、追っているのが、先生たちという光景に、目を白黒させていた。

新聞記者からの情報で、警察は、予め、盛岡市役所の課長を立会人として用意して同行していたことがわかった。私は、ただちに、組合の委員長と一緒に、盛岡市役所に赴き、この課長から話をきいた。早朝5時前に、警察からの電話で、盛岡署に行き、立会人を依頼された。平素何か

と世話になっているので、断りきれなかった。捜索がおこなわれた組合の部屋の中では、片隅に坐り、早朝からおこされ、疲れも出てきたので、ボンヤリしていたことなどを話した。

私は、これを、その場で、「弁護士に対する供述調書」にまとめ、課長の署名捺印をえた。

三 みちのくに移る

委員長以下7名の幹部が、地方公務員法違反（文部省の全国一斉学力テストをおこなわないで、平常授業をやったことが、公務員に禁止されている争議行為のあおり・そそのかしに該当）で起訴され、876名の幹部・教師たちが、免職・停職・減給・戒告の懲戒処分をうけた。

私は、これらの事件の弁護に本腰をいれるために、刑事一審判決までということで、東京から盛岡に移り住んだ。

この頃、東北六県では、民主的、革新的事件の弁護に実質的にあたりうる弁護士は、仙台中央法律事務所の3名の弁護士だけであった。私が岩手に移り住んでから、岩手県内だけでなく、秋田、青森などで起きた事件の処理のために、私はみちのくを駆けめぐることになった。岩手県だけでも、ほぼ四国四県に近いという広大な面積であった。それに交通機関は十分でなく、移動にも多くの時間を要した（新幹線は、もちろんなかった）。

私は、岩手に移ってほどなく、北海道生まれで、東北育ちの妻と結婚した。妻は、結婚後、和文タイプ、速記、簿記などをマスターして、私の仕事を支えてくれた。一人事務所、妻が事務員のタク弁であった。

私は、幼くして父を失い、母子家庭で育った。小学一年生の時であった。

当初は、医師志望であったが、朝鮮戦争、単独講和、日米安保体制、日本の再軍備などの動きの中から、近・現代史、社会科学への関心をかきたてられ、弁護士志望に変えた。

私は、核兵器も戦争もない世界を、希っている。日本については、アジア・太平洋戦争（アジアの死者は2,000万人、日本のみで戦争で死亡したのは310万人）・植民地支配の責任を直視すること（村山談話・河野談話よりも、さらに歴史認識を深めなければならない）、人口減に歯止めをかけること（雇用のルールを守り、非正規を是正すること、公務員の7.8%の賃下げを回復すること。リストラがあるのに、賃上げストがないことは、資本主義社会としては片端である、子育てのための保育の待機児童をただちになくすこと）、憲法96条・9条改悪の阻止、原発ゼロ、一次産業を大切にすること、大手メディアの墮落・権力との癒着の是正、小選挙区制・政党助成金をただちに廃止するなどが肝要と思っている。

（追記）

私には、次のとおり、無罪弁論集全四巻（日本評論社刊）がある。

「Ⅰ 教師の良心と民主教育」、「Ⅱ 秋田から沖縄まで一成熟した労使関係をめざして」、「Ⅲ みちのくを駆けた青春—労使関係と人権」、「Ⅳ 無実の人を無罪に」

定価 Ⅱ巻六千円＋税、Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ巻七千円＋税。

A5判、美装、函入り、Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ巻平均476頁、Ⅱ巻309頁、各巻しおり別添 平均15頁・執筆者15氏。

私にFAXなどを頂ければ、著者割引として、20%引、送料実費（冊数を問わず 500円）、送金手数料出版社負担でお頒ちできます（ただし、I巻は残部僅少）。

柴田五郎先生へのお返事

渋谷共同法律事務所 川井 浩平

「広く大きく平らな心を持つ人間になるように、だそうですけど…、先生は？」。「五男だから五郎、はっはっ」。入所後間もない今年の2月の始め頃、世田谷の法律相談に柴田先生とご一緒いたしました。寒さ厳しい時期だったため、道中、あまりお話できた記憶はありませんが、名前の由来を聞かれたことをよく覚えています。

さて、相談所に着いてしばらくすると相談者がやってきました。息子さんの未払い賃金をどうにか会社に払ってほしい、という父親の相談でした。

鉄則通り、まずは事実を丁寧に、ということで、柴田先生を横に、私は会社の概要や勤続年数、時間外労働があったのか、有給はちゃんと消化しているのか等を聴き取り始めました。そうすると柴田先生が「まあまあ慌てなさんな、で、どうしたいというわけなの？息子さんは会社を辞める気はあるの？やってみないとどうなるか分からんが強制執行するつもりなの？」そうすると相談者が「いや、先生のご意見を…」と答えると、柴田先生が「息子が来なきや始まらないな、腹が決まったら事務所へいらっしゃい」と何とも豪快な形で相談を終了され、相談者の方はお帰りになった。

柴田先生が4月号に投稿された「若手弁護士へのメッセージ 私の事件簿」では、ご自身の布川事件での体験を綴っておられます。

今、本稿を執筆しながら、柴田先生の投稿を拝読しているのですが、当初は「無罪は確かなようだ」が、「本人達に問題がある」、という印象をお持ちだったようです。本人達は「自分から動く気がなく」、むしろ「恥ずかしいからやめてくれ」といった具合であったそうですが、「無罪獲得のために何でもやる覚悟はあるか」と確かめたところ、「教えてくれれば何でもやる」と本人達が答えたため、戦いが始まったそうです。

しかし、「世論の後押し」はなく、「傍聴席はガラガラ、署名はさっぱり」で「行きがかり上」した再審申し立ても「土浦支部、東京高裁、最高裁、みんなだめ」で「6連敗」。

「それでも懲りずに、第2次再審を申し立てた」。土浦で再審が始まり、「2011年5月24日再審無罪判決、5月31日確定」。

柴田先生は、私も含め他の弁護士と事件のお話をされるとき、本当に楽しそうな顔をしていらっしゃいます。私に対して笑顔で話しかけてくれるお姿を見ていると、布川事件において40年の長きにわたり戦い続けられた力の源は、腹を決めてとことん何でもやってみようという情熱と事件に対する好奇心であると感じます。そして、辛く、報われない日々が続いても、それもまた正義、笑顔で過ごす前向きな気持ちを忘れない。まだ入所して数ヶ月ですが、柴田先生の今でも

元気なお姿を見てるとふとそのように感じてしまいます。

また、柴田先生は当初、布川事件は「平和と自由とは関係なさそうだ」と思っていたらしいです。ところが40年以上の長きにわたり平和と自由を獲得する戦いになったのですから、弁護士をやっている以上、平和と自由のために戦う機会は待っていても向こうからやってくるのだらうと思いました。それほど、身近にあるということでしょうか。

さて、世田谷の法律相談に来られた父親ですが、後日、息子さんを連れて事務所に相談にいらっしやいました。「どうしようと思ったけど、周りの人に聞いてみると柴田先生は大変立派な先生なようで…、ぜひもう一度ご相談したいと思ひまして」ということでした。結局、受任には至らなかったのですが、柴田先生の「腹を決めて事務所にいらっしやい」という言葉に、親子は何でもやる覚悟を決めて事務所を訪れてくれたのでしよう。

私も弁護士として、腹を決めて何でもやらなければならないときが多くあると思います。そのときは、柴田先生の「腹を決めて、いらっしやい」を心の中で唱えようと思う。

日本郵便高齢者再雇用拒否撤回訴訟の報告

法テラス東京法律事務所 大野 鉄平

「その時、私は奈落の底に突き落とされたような感じを受けました。大学二年生の子供を二人も抱え、これから先どうして良いのか」(大橋照一さんの意見陳述より)

平成24年12月31日、銀座郵便局で働く大橋照一(てるかず)さんは60歳定年後の再雇用試験で不合格となりました。しかし、選考結果通知書に不合格理由の記載は一切なく、上司に聞いても「総合的判断」と答えるだけで具体的な説明はありません。それどころか、労働組合が団体交渉で不合格の理由を問いただしても具体的な説明はなされませんでした。

この日本郵便による再雇用拒否に対し、私たち弁護団は今年3月、再雇用拒否の撤回を求めて地位確認等請求訴訟を提起しました。弁護団のメンバーは、平井哲史先生(東京法律事務所)、青龍美和子先生(東京法律事務所)と法テラス東京法律事務所所属の私の3名です。

私は、法テラス法律事務所所属の常勤弁護士として、普段は法律扶助や日弁連委託援助制度の要件に該当する事件のみを取り扱っていますが、今回は研修目的共同受任という法テラス内部の制度を利用してこの弁護団に加わることになりました。今後も機会がありましたら、自由法曹団の弁護団に積極的に参加していきたいと考えています。

1. 高齢者再雇用制度とは？

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高年法」という。)は、65歳未満の定年の定めをしている事業主に対して、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のいずれかの措置をとることが義務づけられています。日本郵便は高年法に基づき、再雇用を希望する者に対して、面接試験及び作文試験、従前の勤務成績並びに身体検査

による選考を行った上、適格と認められた者が再雇用に合格となる高齢再雇用制度を設けました。

銀座郵便局においては、高齢再雇用制度が導入されてからこれまで、高齢再雇用を希望した者のうち、健康上の理由等特別な事情がある場合以外、再雇用試験に不合格となった者はほとんどいません。選考基準に該当する者は、特段の事情がない限り、必ず再雇用試験に合格となり、定年後の自動的な雇用継続の慣行が存在していたのです。

しかも、高年法の改正により継続雇用制度の対象者を労使協定で限定できる仕組みは廃止され、希望者全員が継続雇用されることになりました。改正法は平成25年4月1日より施行されています。

2. 裁判で求めるもの

上記のような状況で高齢再雇用を拒否することは解雇と同じです。しかも、改正法の施行を間近に控えたこの時期に、具体的理由の説明もなされないまま解雇されたのです。そこで、私たち弁護士は、高齢再雇用拒否＝解雇を撤回させ、大橋さんの職場復帰を勝ち取るため、2013年3月、東京地方裁判所に訴訟を提起しました。そして、4月25日の第1回口頭弁論期日では、大橋さんが冒頭の意見陳述を行い、突然の解雇に対する憤りを語りました。

大橋さんの職場復帰に向けた闘いは、まだ始まったばかりです。勝訴判決を獲得するため、私たちが力を尽くして参りたいと思います。

新人紹介

東京東部法律事務所 仲里 歌織

1. 基地の隣で過ごした幼少期

みなさま、こんにちは。東京東部法律事務所の仲里歌織です。

出身は、基地のある普天間（沖縄県）です。幼少期は、軍用機が頭上を低空飛行するなか過ごしました。あまりの爆音や距離の近さ（飛行機が落ちてくるのではないかと、家にぶつかるのではないかと本気で心配していました）に幼いながら恐怖を感じ、軍用機が通り過ぎるまで、外遊びをやめて家の中に避難し、両手で両耳を覆ってじっと我慢した記憶があります（時には、ドアや窓に鍵をかけて、少しでも音を防ごうとしました）。基地の周辺で幼少期を過ごしたことから、基地の問題、平和・戦争の問題、憲法の問題をととも身近な問題として感じています。

2. 今年は憲法の年！！

先日の支部総会では、憲法・平和問題について多くの方が発言され、何人かの先生が「今年は憲法の年」とおっしゃっていたことが強く印象に残っています。安倍政権後の憲法改悪の動き、自民党改憲草案の中身の酷さに、私自身とても危機感を覚えています。改憲草案を読み、軍隊を持ち、戦争をする国に変えてしまうということは、過去の歴史に学ばない愚かな行為ではないかと強く疑問に思いますし、自由・権利を「公の秩序」という曖昧なもので簡単に制約してしまう

ような草案が、私たち市民に目を向けたものではないことは明らかであって、この事実を多くの人に知らせなければいけないとの気持ちを強く持っています。

このような思いもあり、今現在、自由法曹団の改憲対策本部で作成している「自民党改憲草案批判Q&A集」作りに携わっています。

自民党改憲草案批判Q&A集も改悪をくい止める一つのツールとしてしっかり取り組んでいきたいと思っていますし、それ以外にも、改悪をくい止める活動に参加していきたいと思っています。

3. 自己紹介として今取り組んでいる活動

今現在、①SAFLAN（福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク）と、②福島原発被害首都圏弁護団に入っています。

①SAFLANでは、主に子ども被災者支援法の施策の具体化に向けてロビー活動や院内集会を開催したり、各地で講演活動を行ったり、法律相談を受ける等の活動をしています。子ども被災者支援法について、復興庁は、基本方針を定めることができないからと代わりに支援パッケージを出したうえ、「法の趣旨を踏まえて作っている」「実質的に（子ども被災者支援法の）政策はパッケージとして出している」等と述べ、これらの発言から今後支援パッケージ以上の中身のものを出すつもりがないのかと危機感を持っているところです。

②福島原発被害首都圏弁護団では、原告を担当し、国の責任追及のため2次提訴・3次提訴に向けて準備を進めています。準備を進めていくなかで、国を相手に、声を上げていくことの難しさ（訴えたくても全てをさらけ出して提訴することへの不安を抱えていること等）を感じます。提訴した方の背後には、沢山の提訴できない方がいるということを感じ、被害に遭われた多くの方の気持ちを代弁するつもりで、訴訟に臨みたいと思っています。

最後に、今後もみなさまと一緒に、様々な人権課題に向き合って取り組んでいきたいと思っていますので、どうぞ、よろしくお願ひ致します。



支部事務局新任・退任の挨拶

事務局次長就任のご挨拶

三多摩法律事務所 大浦 郁子

第41回支部総会から少し遅れて務局次長に就任することになりました大浦郁子です。修習期は62期で、弁護士として今年で4年目になります。

今回、初めて事務局次長として支部の活動に携わることとなりました。これまでは5月集会や団総会に参加するほか、支部総会や支部で開催される学習会に数回参加したことがある程度で、団の常任幹事などをつとめる先輩方を尊敬の眼差しで見ているだけでした。そのため、事務局次長を打診されたときには大変戸惑いましたが、事務局長の斎藤園生先生のお誘いもあり、お引き受けすることに致しました。

私が所属している三多摩法律事務所では、各弁護士が、組合関与の破産争議から個別の解雇事件まで実に様々な労働事件を担当しており、私自身も、入所してから特に労働事件に力を入れて取り組んできました。これまで取り組んできた労働事件は、破産争議事件、派遣切り事件、出向命令差止事件などです。また、先輩方にならって、事件以外の活動として、「三多摩憲法のつどい」や「三多摩憲法ネットワーク」などの憲法関係の運動や、育鵬社教科書を中心とする教育問題に関わり、講師活動なども行ってきました。

これらの事件活動や運動にあたり、団の意見書や支部の先輩方の事件報告などを拝見し、参考にさせて頂くことも多く、団の役割の大きさを日々感じていたところです。お引き受けした以上は微力ながら事務局次長として2年間頑張りたいと思っております。これまで参加したことのなかったソフトボール大会にも今年は参加したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

事務局長退任のご挨拶

代々木総合法律事務所 横山 聡

2009年4月から約4年に及び、事務局長としてご迷惑をおかけして参りましたが、このたび退任することとなりました。4年間大変お世話になりました。

引き受け手がないからという極めて消極的理由でお引き受けし、「異議あり！2016年石原オリンピック招致」で幕を開けた事務局長の仕事でしたが、幹事長との同時退任を避けるためもう1年だけお引き受けしたつもりでしたが、諸事情あり4年という長期となってしまいました。

1年目は支部幹事長・事務局長、事務局次長が自腹でコペンハーゲンまで行き、結局オリンピック招致を阻止できたという大変な成果だと自負しています。

2年目は裁判員裁判について取り組んだサマーセミナーが印象に残っています。あの時の、千

葉で裁判員裁判初の無罪判決事件だった「覚せい剤密輸事件」が、控訴審で逆転敗訴し、最高裁で再逆転勝訴に至るといふまさに劇的な展開を遂げたことで、裁判員裁判について色々と議論したことが非常に楽しかったことを思い出します。

3年目は、3. 11東日本大震災と福島第一原発事故への対応と、幹事長が途中で退任され、事務局長兼幹事長代行として働き、色々と大変だったことを思い出します。同時に、東京固有の問題として防災に対する構えの見直しなども必要であることを痛感しました。また、憲法に対する攻撃や選挙制度への問題など、本部と連携しての取り組みをさらに強めていった活動を行いました。

4年目は、またまたオリンピックへの対応、宇都宮さんの都知事選挙、小選挙区制反対の運動、自民党憲法草案に対する批判活動など、様々な憲法的な問題点の広がりに対応し、諸団体との連携を深め、憲法問題に対しての動きの中核として働けたと思います。また、40周年という節目の年に、先輩と新人を交えての座談会を行い、これまでの団支部の活動の歴史と社会的な運動での団支部の役割、今後のたたかひにおける歴史の反映と心構えを改めて記録化でき、団員弁護士としての自負を再確認できました。

今後は斉藤事務局長にご協力しながら、支部を盛り上げて・・・と言いたいところですが、人使いの荒い弁護士会関連の団員から、またぞろ「みんなに断られたからやってくれ」と言われてお引き受けしてしまった弁護士会副会長として、弁護士会館で勤務の毎日です。支部幹事会への出席もなかなか困難ですが、時間を見つけてできる限り諸行事には参加したいと思います。時には第二東京弁護士会の理事者室に遊びに来てください。お待ちしております。こちらは1年任期なので気が楽です。

幹事会議事録

1 憲法問題等

(1) 憲法問題

- ・ 96条について、批判的になっているマスコミもある。
- ・ 9条、25条、13条となっていたが、96条はこれまで問題になっていなかった。
- ・ 96条だけを改正するのは立憲主義の否定。
- ・ 96条改正は賛成が過半数という調査もある。
- ・ 9条、25条に加え、96条を加え呼びかけ。立憲主義の否定、国民のだまし討ちするものとして。
- ・ 自民党は単なる手続き、改憲厳しすぎるとして勧めようとしている、議論がきちんとなされていない。
- ・ 改正されていないのは改正要件の問題ではない。しかし国民の意思を反映できていないというキャンペーンを張っている、これにどう反論するか。

- ・過半数で、時の政権でコロコロ変わっていいか。アメリカも実質的改正は200年間で3回くらいではないか。
- ・日本と同じ要件でも、改正している。これは改正に合理性があるから。
- ・ワイマール憲法の時代、法が憲法を超えていった。時代状況が似ている。
- ・国民の代表が発議するということなのか？権力側から提案には特別多数が必要ということではないか。
- ・共同通信、96条改正反対が多数になってきている。
- ・東京連絡会、96条改正反対のポスター等、東京都民に呼びかける。署名運動も行い世論を高める。
- ・解釈改憲等→安保法制懇談。集団的自衛権が一般論になってくる可能性がある。
- ・3月の集団的自衛権の憲法審査会。権利をもちながら行使しないのは、権利でない。抑制的集団的自衛権。しかし過去の歴史からして抑制を打ち破るのが権力でないか。
- ・ベトナム戦争、韓国軍4万人を超えるベトナム人を殺傷、5年前に民弁にいったとき総括が必要との議論があった。ベトナム人からみると、韓国と日本の見方は違う。9条があるかないか、その分かれ目。
- ・都議選前までは憲法運動は焦点。5月3日の集会は成功させよう。共同センターでは毎月9の日。5月9日城北、6月10日東京、代々木各事務所に、弁士提供してほしい。宣伝物大歓迎なので、若手の会のリーフを配ったらどうか。その際、リーフの金は支部で出す・・・。
- ・5月10日に都内5箇所で一斉宣伝（上野、新宿、品川、立川、〇）での運動。団東京は立川担当、地域事務所に要請する。

(2) その他

- ・選挙制度、ゼロ増5減がとおった。問題は次の抜本改革。比例定数削減が当然の前提になっている。今国会で抜本改革案が出てくるのではないか。最高裁の判決が秋ぐらいにでるのでは？
- ・団としては小選挙区制の廃止
- ・マスコミの流れとしては削減一辺倒。
- ・そもそも身を削るという議論から出てきた。
- ・議員定数の問題、各国との比較をまとめてもらう。

2 民弁との交流について

声明案の視点は9条を護ろう。日本から民弁に、9条を護る国際展開。国際社会が真っ先に平和憲法が危ないと感じている。

3 労働問題・貧困問題

- ・アベノミクス、カンフル剤として役立つが、実体経済がどれほど成長するかにかかっている。規制緩和しないと実体経済がよくなる、という議論が跋扈。首切り放題になっている。
- ・実体経済回復にはきちんとした賃金という世論が必要。
- ・分限免職取消→公務員の首切りへの歯止めとなる。全国運動へ。分限免職回避の努力をし

たか、これを人事院が認めた。

- ・こちらも大きな闘いをしかけないと。
- ・このままだと生活保護に流れ込んでいくのではないか。
- ・企業の中に失業者は400万人以上いるといわれている。

4 震災・原発

- ・水が漏れている。
- ・弁護団財政、カンパの呼びかけをしたらどうか。
- ・持続しないのではないか。支える会みたいな形ではないか。
- ・本部へ問題提起してはどうか。

5 教育問題、オリンピック問題、都政問題

(省略)

6 メーデー 10時半集合 若手憲法パンフを配布

7 道州制

意見書ができています、理解を深めることを！

8 給費制パブコメへの協力を！

9 UR三鷹団地、ビラ配り、不起訴。

10 UR団地裁判、ひどい判決。東京高裁へ係属、どう対処すべきか理論的に構成について議論してはどうか。

日誌

4月5日～5月10日

4月11日 団給費制問題委員会／団市民問題委員会／団教育問題委員会

12日 団常任幹事会／団改憲対策学習会

15日 団広報委員会

16日 団選挙制度改革対策本部会議

20日 団常任幹事会／団将来問題委員会

21日 裁判交流集会

23日 団国際問題委員会

24日 支部幹事会・支部連続憲法学習交流会

26日 「異議あり！2020オリンピック東京招致」実行委員会

5月 1日 メーデー

2日 支部事務局会議／改憲QA

7日 団原発問題委員会／団教育問題委員会

8日 治安問題委員会／団司法問題委員会

9日 団将来問題委員会／団事務局会議／団改憲阻止対策会議

今年のソフトボール大会は・・10月11日(金)

第25回団支部ソフトボール大会は10月11日(金)にきました、会場は大井ふ頭中央公園(去年と同じ)です。ソフトボール大会がはじまり四半世紀が経ました。いまやこの大会は東京支部の伝統行事の一つとなりました。

昨年の15チーム、200人を超えるご参加者でした。今年度の大会は去年を上回る出場チーム参加数で大いに盛り上がりましょう。そして、日ごろのストレスを発散しましょう。

昨年の覇者「東京合同ファイターズ」は当然のこと、連覇を狙ってくるでしょう。

みなさん!いまから、体を鍛え準備をしてくださいね。もちろんその後の懇親会もよろしく!

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします!

全国弁護士グループ 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です!

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします!

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、**手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表 (月払) >

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、
団体割引25%、
職種別1級、保険期間1年、保険料単位:円
(保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳~29歳	820	990
30歳~34歳	1,000	1,250
35歳~39歳	1,260	1,640
40歳~44歳	1,570	2,100
45歳~49歳	1,870	2,540
50歳~54歳	2,170	3,000
55歳~59歳	2,300	3,230
60歳~63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払**いたします。

<保険料表 (月払) >

団体割引25%、保険料単位:円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間	対象期間:70歳まで ※加入時65~69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳~29歳		993	875	949	843
30歳~34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳~39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳~44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳~49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳~54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳~59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳~63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>
株式会社 宏栄
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3
橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>
株式会社損害保険ジャパン
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL: 03 (3231) 4111

(SJ-07999、平成24年11月9日)